

豊田市強度行動障がい者受入環境整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 豊田市強度行動障がい者受入環境整備補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内で交付するものとし、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、強度行動障がい者の受け入れを行う障がい福祉サービス事業所において、強度行動障がい者を円滑に受け入れるための環境整備（以下「環境整備」という。）に要する費用に充てるために交付することにより、当該強度行動障がい者の地域での安定した生活を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「強度行動障がい者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第4項に規定する障害支援区分の調査に併せて把握する行動関連項目が10点以上の者又は豊田市強度行動障がい支援事業実施要綱第3条に規定する「(1)強度行動障がい支援者養成研修事業（法定研修）イ 実践研修」の修了者が意見書により強度行動障がい者であると認める者とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、現に強度行動障がい者の受け入れを行い、若しくは豊田市強度行動障がい支援事業実施要綱第3条に規定する「(1)強度行動障がい支援者養成研修事業（法定研修）イ 実践研修」の修了者を配置し、今後受け入れを行う予定の市内の障がい福祉サービス事業所又は障がい者支援施設を運営する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、役員に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる場合及び市税の滞納がある場合は対象としない。

(補助対象経費及び補助金額の算定方法)

第5条 補助対象経費は、別表に掲げる環境整備に要する経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

2 補助基準額は、750,000円とし、前項に規定する補助対象経費の実支出額の合計額に3/4を乗じて得た額とを比較して、少ない方の額を補助金額とする。なお、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、環境整備開始前に市長に提出しなければならない。

2 同一補助事業者による補助金の申請は、同一年度において原則1回までとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定をし、交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第8条 補助金の交付決定を受けた事業者が、補助金交付決定の通知にかかる内容又はれに付された条件に不服があるときは、当該通知の日から 20 日以内に申請の取り下げをすることができる。この場合において、当該補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した当該補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(2) この要綱又は交付決定の通知に付した条件に違反したとき。

(実績報告)

第10条 補助事業等が完了（廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。）したときは、完了等の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業等実績報告書（様式第3号）に収支決算書を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、規則第11条に基づき、金額確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(検査等)

第13条 市長は、補助金に関して必要があると認めるときは、補助事業者に対し、その執行状況について報告を求め又は指示し、あるいは帳簿等関係書類を検査することができるものとする。

(委任)

第14条 この要綱の運用に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

この要綱は、令和11年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

別表（要綱第5条関係）補助対象となる環境整備

対象となる整備	内容
①強度行動障がい者を受け入れるために必要な施設の改修等	<ul style="list-style-type: none"> ・個室、トイレなどの設置工事 ・設備等の機能向上を伴う修繕（ただし、原状回復のための修繕は対象外とする） ・間仕切りなどの備品購入
②強度行動障がい者を受け入れるために必要な送迎用車両の改修等	<ul style="list-style-type: none"> ・運転席および助手席と後部座席を仕切るアクリル板の設置等
③その他の改修等	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障がい者を受け入れるために必要と市長が認める改修等